

【教職に関する科目について】

栄養教諭の資格について

栄養教諭とは、学校教育法の改正により平成 17 年4月1日から創設された制度で、教育職員免許法に定められた課程を履修し、所定の単位を修得しなければならない。栄養教諭の職務内容は、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ持ち、食に関する指導と学校給食の管理を総合的に行うことである。栄養教諭は、子どもたちの望ましい食習慣の形成のために、給食の管理に加え、偏食・肥満や食物アレルギーのある児童生徒に個別相談・指導を行い、また、家庭科などの授業を受け持ち、食に関する指導と学級担任や教科担当および家庭・地域との連携・調整を行うなど、食に関する教育のコーディネーターとしての役割を果たす教員をいう。

栄養教諭課程の履修方法について

前頁の栄養教諭に関する科目を履修し単位を修得することおよび卒業要件単位を満たすことにより、「栄養教諭資格」が取得できる。

栄養教育実習について:4年前期に1週間の教育実習を行う必要がある。

栄養教諭課程履修要件について

(1) 栄養教諭一種免許状のための教職課程

栄養教諭一種免許状は、大学卒業者に与えられる「学士」の称号を持ち、栄養教諭養成のために編成された教育課程を修得した者に与えられます。

(2) 栄養教諭一種免許教職課程の履修に必要な単位

栄養教諭とは、学校教育法の改正により平成 17 年 4 月 1 日から創設された制度で、教育職員免許法に定められた課程を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

本学で修得しなければならない科目および単位数(26 単位) については別表を参照してください。

栄養教諭に関する科目を履修し単位を修得することおよび卒業要件単位を満たすことにより、「栄養教諭資格」が取得できる。

(3) 栄養教育実習

栄養教諭一種免許状を取得するには教育実習に関する科目が必要です。「栄養教育実習」は小学校で1週間の実習を行います。

(4) 小学校での栄養教育実習を履修するための条件

小学校での栄養教育実習を履修するための条件は以下の通りです。

- ・将来確実に教育職員になる希望があり、教育職員採用試験を必ず受験する者。
- ・3 年次までに開講された「専門基礎分野」および「専門分野」のうち必修科目についてすべて修得済みであること。
- ・3 年次に臨地実習(給食経営管理・公衆栄養・臨床栄養)の 4 単位を修得済みであること。
- ・3 年次までに開講された「栄養教諭に関する科目」がすべて修得済みであること。

(5) 栄養教諭実習のための心構え

- 実習校の先生方が日々の教育業務の中、指導にあたって下さるので、実習生としてのマナーと実習校に対する配慮と責任を持って行動しなければいけません。
- 教育実習は、強い意志をもって教員を志す者に機会が与えられます。教育実習と就職活動が重なっても、企業などへの就職活動についての配慮は一切認められません。